（経過措置）

第二条　第三章第一節の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知がされた特定建築物について適用する。

2　第三章第二節の規定は、一部施行日から起算して二十一日を経過した日以後にその工事に着手する第十九条第一項各号に掲げる行為について適用する。

第三条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する建築物について行う特定増改築（特定建築行為に該当する増築又は改築のうち、当該増築又は改築に係る部分（非住宅部分に限る。）の床面積の合計の当該増築又は改築後の特定建築物（非住宅部分に限る。）の延べ面積に対する割合が政令で定める範囲内であるものをいう。以下この条において同じ。）については、当分の間、第三章第一節の規定は、適用しない。

2　建築主は、前項の特定増改築（一部施行日から起算して二十一日を経過した日以後にその工事に着手するものに限る。）をしようとするときは、その工事に着手する日の二十一日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

3　所管行政庁は、前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から二十一日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

4　所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5　特殊の構造又は設備を用いて第一項の建築物の特定増改築をしようとする者が当該建築物について第二十三条第一項の認定を受けたときは、当該特定増改築のうち第二項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

6　国等の機関の長が行う第一項の特定増改築については、第二項から前項までの規定は、適用しない。この場合においては、次項及び第八項の規定に定めるところによる。

7　国等の機関の長は、第一項の特定増改築をしようとするときは、あらかじめ、当該特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に通知しなければならない。その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

8　所管行政庁は、前項の規定による通知があった場合において、その通知に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国等の機関の長に対し、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めることができる。

9　所管行政庁は、第三項、第四項及び前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定増改築に係る特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定増改築に係る特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

10　第十七条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

11　第二項から前項までの規定は、第十八条各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

12　第四項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

13　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、特定増改築をした者

二　第九項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

14　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の刑を科する。

（準備行為）

第四条　第十五条第一項又は第二十四条第一項の登録を受けようとする者は、一部施行日前においても、その申請を行うことができる。第四十八条第一項（第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定業務規程又は評価業務規程の届出についても、同様とする。

（登録免許税法の一部改正）

第五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百五十五号の二を次のように改める。

百五十五の二　登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録		
(一)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項（登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十四条第一項（登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正）

第六条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中

「第五章　建築物に係る措置等
　第一節　建築物に係る措置
　第一款　建築物の建築等に係る措置
　第二款　住宅事業建築主の新築する特定住宅に係る特別の措置（第七十六条の三）
　第二節　登録建築物調査機関（第七十六条の七―第七十六条の十）
　第三節　登録講習機関（第七十六条の十一―第七十六条の十六）
第七十六条の六　」

を「第五章　建築物に係る措置（第七十二条―第七十六条）」に改める。

第五章の章名中「措置等」を「措置」に改める。

第五章第一節の節名及び同節第一款の款名を削る。

第七十二条の見出しを削り、同条中「以下「」を「第四号において「」に改め、同条第二号中「。以下同じ。」を削り、同条第三号中「。以下同じ」を削る。